8　金融企画管理官は、命を受けて、総合政策課の所掌事務のうち次に掲げる事務に従事する。
一　金融に係る知識の普及に関すること。
二　勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
9　研究官は、命を受けて、総合政策課の所掌事務のうち特定の課題に関する調査及び研究に従事する。
10　金融行政相談官は、命を受けて、金融サービス利用者相談室の所掌事務のうち金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務のうち専門的事項に係る事務に従事する。
11　サイバーセキュリティ対策企画調整官は、命を受けて、サイバーセキュリティ対策企画調整室の所掌事務のうち金融庁の所掌に係るサイバーセキュリティの確保に関する事務の企画及び立案並びに調整に関する事務に従事する。

（情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等）

第四条　リスク分析総括課に、情報・分析室及びリスク管理検査室並びにマクロプルーデンス調整官一人、検査企画官一人、資料情報調査官二人、システムリスク審査官一人、研修指導官一人及び研修相談官一人を置く。
2　情報・分析室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融システム及び金融機関等（金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号。以下「令」という。）第三条第二項に規定する金融機関等をいう。第四項及び第六項において同じ。）のリスクを把握するための基礎となる情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる。
3　情報・分析室に、室長を置く。
4　リスク管理検査室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち重要なものの実施に関する事務をつかさどる。
5　リスク管理検査室に、室長を置く。
6　マクロプルーデンス調整官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務の総括並びにその取りまとめた調査及び分析の結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務についての調整に関する事務に従事する。
7　検査企画官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。
8　資料情報調査官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち検査に係る情報の収集及び管理に関する事務に従事する。
9　システムリスク審査官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうちシステムリスクに係る審査に関する事務に従事する。
10　研修指導官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち検査に従事する職員の訓練に関する事務に従事する。
11　研修相談官は、命を受けて、リスク分析総括課の所掌事務のうち検査に従事する職員の訓練に関する事務についての次に掲げる事務に従事する。
一　情報システムを活用して行う研修に関すること。
二　財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関すること。

［条を加える。］

（主任統括検査官等）

第五条　リスク分析総括課に、主任統括検査官八人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、統括検査官四人、特別検査官十九人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、専門検査官三十三人及び金融証券検査官三百八人（うち百五十二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［条を加える。］